

永正期を中心とする
細川氏関係軍記考(二)

— 諸作品の相關關係考 —

和田 英道

永正四年（一五〇七）六月に勃発した細川政元暗殺事件を契機に頻発する争闘を描いた軍記には、『九郎澄之物語』・『九郎殿物語』・『細川政元記』（『土佐国下書状案文』）・『瓦林正頼記』（『松若物語』）・『正頼』（『政頼』とも）・『不問物語』・『足利季世記』・『陰徳太平記』・『重編応仁記』などの作品があるが、これらの書誌的事項については、前稿において解説した（『細川氏関係軍記考』書誌篇）『跡見学園女子大学国文学科報』第十一号、昭和五十八年三月。それを基に、本稿では諸作品、就中『九郎澄之物語』・『九郎殿物語』・『細川政元記』・『瓦林正頼記』・『二川物語』・『不問物語』といった比較的早期に成立したと思われる作品相互の關係を究明したい。

(一) 『九郎澄之物語』と他書との關係

『九郎澄之物語』は、その識語によれば、澄之戦死（永正四年八月）と同年の「神無月はしめの十日ころ」、澄之付きの乳母の手に

よって一気呵成に書き上げられたものという。この識語は信用に足ると思われるので（その論拠は次稿で述べる）、『九郎澄之物語』は、諸作品中、もっとも早く成立したということになる。

この『九郎澄之物語』は、結論から先にいえば、他の作品と関連しているとは認め難い。ただ、澄之が自害する際に詠んだ辞世の歌が、『二川物語』と共通している。

『九郎澄之物語』

たゝとにかくにはらきんと
の給ひて一しゆはかくそか
きつけ給ひける

あつさゆみはりて心はつ
よけれとひくてすくなき
身とそなりける
はつかりのわたりもあへ

『二川物語』

にしにむかひ念仏御申あつて一
首はかくはかり

あつさゆみはりて心のつよけ
れはひくてすくなき身とそな
りぬる
初かりの渡りもあへぬあけは

ぬあけほのにくもるにき
ゆる身こそつらけれ
のに雲井にみゆる身こそつら
けれ

『九郎澄之物語』は尊経閣文庫蔵本、『二川物語』は彰考館蔵本による。
以下同じ)

両書の歌で、傍点を施した箇所が相違しているが、いずれも『九郎澄之物語』の方が正しく、原形を保っていると考えられる。

この澄之の辞世は、他には『九郎殿物語』・『細川両家記』・『足利季世記』・『陰徳太平記』に収載されているが、しかし、それらに収載されているのは、すべて「あつさゆみ」の辞世一首のみである(いずれも『九郎澄之物語』の最初の歌と同じ)。「九郎澄之物語」と『二川物語』とは、「一しゆはかくそ」・「二首はかくはかり」としながら、二首載せているのである。このような例は、たとえば『嘉吉物語』の古態本と考えられる小浜市立図書館蔵酒井文庫本にも見られるが、作品としてはやはり瑕瑾といえよう。

この澄之の辞世二首が同じであるからといって、『九郎澄之物語』と『二川物語』との間に影響関係があったことにはならない。というのは、この辞世歌を除く詞章は、両書で異っているからである。もとより『二川物語』が『九郎澄之物語』から直接辞世を採用した可能性はあるが、やはり両書は共通の資料から別個にそれを採用したと考える方が妥当であろう。

以上の点から、『九郎澄之物語』は、他の作品とは影響関係を有しない、孤立した作品と考えるのである。

(二) 『九郎殿物語』と『二川物語』との関係 付・『細川両家記』

『九郎殿物語』と『二川物語』との関係については、すでに鶴崎裕雄氏の「(両書は)同じでないまでも、非常に近い関係にある」という指摘がある(『二川物語解題』(『室町ころ』所収昭和五十三年九月角川書店)。この指摘のように、両書には近似した詞章が散見されるが、その例の二、三を以下に掲げる。

『九郎殿物語』

①或時政元家中之面々ヲ召シ
テ被仰出ケルハ我雖四十余
ト子一人モ不持老少不定ノ
世ナレハ明日モ不知命ナレ
ハ養子ヲ仕テ継世ヲハヤト
思フハ如何ニトアリケレハ
江在又六進出テ申ケルハ誠
ニ是ハ目出度上意也各如何
カ計ラヒ給ヘト申ケレハ

『二川物語』

或時政元いかゝおほしめしけん
もろくのめんくをあつめて
おほせけるはわれ四十にをよふ
まで一子をもたず老少不定のな
らひなればわれもせんせいはん
せいのよはひをたのますあとを
こせさる身なれば家のたえさる
やうにかたくはからひ候へど
おほせられければをのくめて
たしとそ申ける

②九郎殿入道ニ向イ被仰ケル
ハサラハ自害スヘシ腹ヲハ
ナニト切ルモノソトノタマ

(九郎は)にしにひかひ念仏御
申あつて一首はかくはかり
あつさゆみはりて心のつよけ

イケレハ淨円承泊ヲナカシ
テ申ケルハ御武具ヌキ置セ
タマイチイサキ御腰ノ物逆
手ニ取テ左ノ御脇ニ御突立
候イテ右へ引廻シアルヘシ
入道御介斬仕御供ノ腹可仕
申ケレハ扱ハイト安キ事ニ
テ候嬉クモ介斬セラレ候モ
ノカナトウチエマセ給イテ
御硯召寄思日ツ、ケタマイ
ケル最期云葉ソ哀レナル
梓弓張テ心ハ疆ケレト引
手寡キ身コソツラケレ
ト被遊テ鎧ヌキステ御肩ヌ
カセ給イテ白ク清ケナル御
膚ニ刀ヲ突立タマヘハ入道
御首給ワリケリ角テ入道衣
引懸タテマツリ御傍ニ立寄
カキクトキ申ケルハ扱モ此
年月ハ長生仕事ヨト口惜ク
候イシカ御最期ノ御届ケ仕
殊ニ御供ノ腹仕事誠ニ弓矢
ノ冥加ト存スルナリ頓テ追

れはひくてすくなき身とそな
りぬる
初かりの渡りもあへぬあけほ
のに雲井にみゆる身こそつら
けれ
とあそはしてはらをはなにとき
る物と御尋ありければ入道申
上やう御めしの物のくはたの御
小袖ぬきさけてちいさき御こし
の物をさかてにとつてひたりの
御わきにつきたてゝみきのわき
へひきまはし給へと申しけれ
は入道か申ごとくにあそはしけ
り物のあはれをとゝめたる事こ
れにすくる事あらしかくてはう
かへ入道は御しかいにきぬひき
かけまいらせていきたる人に物
申ごとくに入道とし月はなかい
きつかまつり候と身をうらみよ
をかこち申せしか此としまてな
からへて御かいしやく申御とも
のはらをつかまつるときはなか
いきもいまはかへつてうれしく

付申サントテ同朋ヲ召テ此
御辞世ヲ九条殿へ奉レトテ
御形見トモ取添テ同朋ニ渡
入道モ辞世ヲ残サトテ
風ソ浮ツホメル花ノチリ
ユクニ老木ノイカテ残り
留ラン
又
生不^レ受^レ天堂^ニ死不^レ怕^レ地獄^一
扱御所ニ火懸テ太刀ヲ胸ニ
推当突貫テ失ニケリ放下辺
入道淨円同源次郎父子カ最
期之有様見者聴者誉ヌ者コ
ソナカリケリ
〔九郎殿物語〕は尊経閣文庫蔵本による。以下同じ
この例のほかにも、両書間には近似した詞章が散見されるし、何よ
りも語られる事件に共通話が多い。このため両書は近い関係にある
と考えられるが、その関係は、『二川物語』が『九郎殿物語』を参
酌した、すなわち『九郎殿物語』から『二川物語』へという影響関
係であろうと思われる。
そのように判断した理由の第一点は、その序文に、「此物語旧頗ル
そんなるとて入道も一首かく計
いくちよもさかゆへき身の消
ぬるにおひきのいかて残とま
らん
とうちなかめ御しかいのみぎり
のわきにてねん仏十へんはかり
申てもとよりかくこの事なれば
さいこのていはいさらに申へきや
うもなし人おほしと申せともは
うかへ入道をなしくけん二郎名
をこうたいにとゝむる事もせん
しやうのをこなひよろしきかゆ
へけんせにてしやうろうにおも
むきしゆへてんたうの御あはれ
みもふかうしてけりとほめぬ人
こそなかりけれ

有過レトモ有憚改テ予文誓ニシテ不足力ハナリ故ニ如旧本記畢」とあるように、史実と照し合わせると、『九郎殿物語』の記事および展開には誤りが多く、『二川物語』のそれは正しいという点である。

たとえば事件の展開においても、『九郎殿物語』は、「薬師寺之与一 九郎殿ヲ九条殿ヨリ申請タルニ亦六郎殿ヲ御取立アルニヨツテ与一 無念ニ思天命ハ懼ケレトモ政元ヲ害シ九郎殿ヲ世ニ立可奉トノ態」と述べて、政元暗殺の主謀者を「薬師寺之与一」とする。そして、与一が政元の初七日過ぎに淀城に立籠ったところを、政元の養嗣子六郎澄元に攻め立てられて割腹するといふ具合に叙述している。このため必然的に与一の自害は、政元暗殺の年、すなわち永正四年となる。しかし、これは『二川物語』の記すように、「へやくし寺与一」は、確かに政元暗殺を企ててはいるものの、その企みが事前に発覚したために、政元の追討にあつて割腹しているのである。すなわち『二川物語』は与一が謀叛を起こした年月を記してはいないが、事件の推移からいって、それは政元が暗殺された年の数年前ということになる。因みに与一の謀叛を史実に照会すると、次のようになる。

『宣胤卿記』永正元年（一五〇四）九月四日条

細川右京大夫源政元朝臣被官薬師寺与一撰津國守職代、背三政元成敵、出三張当国之淀。依三此事一京中馳走、持三運資財雜具。以外事云々。

『後法興院記』同年同月六日条

上野治部少輔上野支耆頭安富又三郎内堀伏見津田等、淀并西岡

神谷城ヲ責云々。与一在二淀藤岡城云々。西岡衆大略同引道与一云々。

『宣胤卿記』同年同月二十日条

去曉、淀之城敗北。本人薬師寺与一与一、被三召取。四宮父子切腹。於三京実三檢頸百十四云々。存外早速、珍重歟。

（引用はすべて史料大成所収本による）

これらの記事によつて、薬師寺与一は、永正元年（一五〇四）六月に謀叛を起こしたために、政元の命を受けた上野治部少輔らに追討されていることがわかる。この事件は政元暗殺以前のことだから、永正四年六月に政元暗殺の主謀者として捕縛され、切腹したと記す『九郎殿物語』の叙述は、明らかに誤りであることがわかる。この場合の事件配列の相違は、書写過程における誤写のような不注意によるものではなく、明らかに改編意識に基く配列替えである。この場合、『二川物語』の正しい記事構成を、『九郎殿物語』が参照して誤った可能性もなきはないが、しかし、『九郎殿物語』にわざわざ史実を曲げなければならないほどの理由があったとは考えられない。やはり『九郎殿物語』の誤認記事を、それを参照した『二川物語』の方で史実に即して訂正したと考えるべきであろう。

なお、『九郎殿物語』は、人名表記においても、正しくは「香西・香川・澄元・聡明殿・波々伯部」とあるべきところを、「江在・河江・隅元・忽馬殿・放下辺」のように、誤つた表記をしている。それらは音は通うものの、主要人物に対するあて字である。このことは、あるいは『九郎殿物語』の作者——それは巻末に署名のある

「清水弥左衛門光好」と考えられる——が、都人ではないことを意味しているのかも知れない。

理由の第二点は、作中における「九郎澄之」の扱い方である。

『九郎殿物語』は、題名どおり「九郎殿澄之」に視点を定めて、その悲劇を語った作品だから、当然のことながら澄之に不利になるような記事はない。『二川物語』も同工同趣の作品だから、全体としては澄之の最期であるが、一ヶ所だけその線からはずれる記述がある。政元暗殺後間もない七月末に浴中に流れた噂を記した、「九郎殿大心院殿にしやうかいさせ申物ともめしいたしほうこうさせらるるはしよせん九郎殿も御せんしあればこそとて御一家ちうくちをしうおほしめし」という記事がそれである。『九郎殿物語』では、既述のとおり、政元暗殺の主謀者を「薬師寺与一」としているが、『二川物語』では「香西又六」をそれにあて、なお上述の記事によって、又六の背後に「澄之」がいたことを示唆している。(注一)この記事は『二川物語』全篇に貫流している「澄之擁護」の姿勢——それは『九郎殿物語』等の執筆態度を継承したもの——を損うものであって、『二川物語』の後出性をもの語るものといえよう。このような記事が、やがては『足利季世記』等に見られるように、澄之に対する批判・誹謗へと発展し変化するのである。

理由の第三点は、『九郎殿物語』に比べて『二川物語』の記事が多いことである。このことについて、『二川物語』が増補したと見るのか、逆に『九郎殿物語』が削除したと見るのかは、他の軍記の場合と同様に意見の分かれるところである。その記事の多いところと

いうのは、『二川物語』の巻末部である。すなわち『二川物語』は、『九郎殿物語』の撰筆時点からさらに高国と澄元の確執と、その余波たる池田筑後守らの最期を語っているが、その部分は、『二川物語』全体の二割近い分量である。『九郎殿物語』がこの部分を削除したと見るよりも、やはり『二川物語』がそれを増補したと見る方が自然であろう。「二川物語」という題は、作者の命名か定かではないが、上述の記事を増補と見なすと、細川家分立の歴史を物語化しようとしている姿勢が窺われる。その典型は、『細川両家記』の「京童ども是(政元が澄之のほかに澄元を養子に迎え入れたこと)を見て是こそ細川の二ツにならんとするものとそきよめこと申ける」の記事に見られる。当時、そうした気運があったのであろう。

なお、『二川物語』の撰筆は、

この一巻のうちにはらをきりうち死する人かすしらす御らんせん人々はきやくゑんなからねんふつ御申候て御ゑかうあるへしあなかしこく大かたふてにまかせかきとよめぬ

である。この撰筆の仕方は、所謂御伽草子のそれに通うものである。そこには軍記から御伽草子的なものへの質的転換が看取されるのだが、これも『二川物語』の後出性を示すものと思われる。

以上の点から、『九郎殿物語』から『二川物語』への流れと考えるのである。

なお、鶴崎裕雄氏が、「『二川物語』の(本文の序の部分)は『細川両家記』の冒頭とよく似ている」と指摘された(鶴崎氏前掲解題)ように、両書の序文は酷似している。

『二川物語』

つら／＼世間のありさまをくわんするに道のみちたる事一人もなし大はうをきやうすへきさうきやうはひやう具を対ししやうけうをそはめ弓馬をもつはらにすへき大俗はけんみつりのやうしうにたちいりさせんくふうのまにめをとちあさましきたいもなくなりこゝに此たくい一あり

（『細川両家記』は国立国会図書館蔵『細川両家聞見事記』による。以下同じ）

他の箇所にも類似した表現があるので、『二川物語』と『細川両家記』上巻との間には何らかの関係があったものと思われる。『二川物語』は、その書写奥書によれば、天文二十年（一五五二）に転写されたというし、一方、『細川両家記』上巻は、奥書によれば、生嶋宗竹齋なる人物によって天文十九年（一五五〇）に編纂されたという。この二つの奥書（いずれも本奥書）からは、どちらが先に成立したのかは定め難い。ただ、『二川物語』は永正五年（一五〇八）五月の澄元と高国との争闘で筆を擱いており、その時点から以後の歴史は、作者の視野に入っていないような書き振りである。これに対して『細川両家記』上巻は、『二川物語』で対象とした時期を開巻

『細川両家記』

抑世間の有様を聞見るに其道ならぬ事多し諸法を専に行すへき僧形は兵具を帶し又弓箭を旨とすへき大俗は頭密の両流に立入座禪の窓に心をかけ誠に面白き時節なり

去問此類爰にあり

部で語り終え、以後擱筆時の天文十九年時点までの歴史を編年体で書き綴っている。このような両書のあり方を思うとき、『二川物語』が『細川両家記』に先立って成立したと考える方が穩当であろう。

（三）『細川政元記』と『瓦林正頼記』と

『不問物語』との関係

まず、『細川政元記』（『土佐国下書状案文』）と『瓦林正頼記』（『松若物語』）との関係を見てみたいが、その前に留意しておきたいのは、『瓦林正頼記』は、前半で瓦林正頼を、後半で松若の悲劇を語るという内容（この物語はもと独立していた瓦林政頼記と松若物語とを一つにまとめたものでないか）という説（『群書解題』所収の「瓦林政頼記」解題。芳賀幸四郎氏執筆）があるくらいである。だから、『細川政元記』と扱う時期が異なっているということである。このため『細川政元記』全篇で語られる内容は、『瓦林正頼記』の序ともいうべき巻頭部で概括されることになるが、その部分は、『瓦林正頼記』全体の七分の一程度でしかない。それだけの分量の中で、以下のような記事の交流が認められるのである。

『細川政元記』

澄元は三好以下死残たる馬まはり少々めしくせ近江をさして落給ふ其夜は青地の城に落付給ひあくれば甲賀山中新左衛門尉といふ者を

『瓦林正頼記』

澄元は三好筑前守以下討残されたる馬廻共召具江洲さして落にけり其夜青地の城に落付明くれは甲賀郡に下て山中新左衛門尉をそたのまれける（中略）都に

たのみ給てしはらく御入ありけりさる程に京都には澄之家督の御内書頂戴あつて丹波国より上落あり大心院殿御茶毗十一日歿七月八日に被取行七日々々の御仏事御中陰以下於大心院厳重にそ其沙汰ありけり

かくて嵐の山の城へも郷民共取かけける間城の大將にをきける香西藤六原兵庫助氏昭討死する上は嵐の山の城も落居しけりさて京都は先せいひつのやうなりければ澄元あふみの国甲賀より上落し給ひけり京都の成敗は万事三好にてそありける

『細川政元記』は尊経閣文庫蔵『土佐国下書状案文』、『瓦林正頼記』は同文庫蔵『松若の物語』による。以下同じ

以上の記事のほかに、後掲の記事(P.102-103参照)を類似した表現として指摘することができる。これらの例によって、『細川政元記』と『瓦林正頼記』との間に関係があったことは確かであろう。

は九郎澄之家督の御内書頂戴あつて丹波より七月八日に上落有同十一日に政元葬送取行はる大心院とそ申ける中陰の儀式大心院にて厳重に取行はれ

香西藤六原兵庫助氏明は嵐城にて郷民共取かけてうたれにけり香西五郎右衛門尉はいたておひて三日の朝死けり然間京都せいひつのでいなれば澄元も江州より上落あり京都の成敗万事三好にそありける

では、両書はいかなる関係にあるのだろうか。前稿で述べたように、『細川政元記』は、奥書(美は宗福の太平山城守宛の書状)によれば、政元暗殺事件が起こった翌年の永正五年(一五〇八)二月に、政元の家臣であった下村五郎左衛門入道宗福(政元暗殺による入道)が、政元の旧臣であった土佐国在住の太平山城守、すなわち大平国雄宛に書き送った都の政変報告であるという。この奥書は信憑性が高いと思われるので、『細川政元記』の成立は、永正五年と認定してもよいだろう(芳賀幸四郎氏も『群書解題』所収『細川大心院記』解題の中で、「内容や表現からみて、永正五年の成立は信用してもよいと思われる」と述べられている)。一方、『瓦林正頼記』は、前稿で考察したとおり、天文十六年(一五四七)の成立と考えられる(金三)。以上のことから、『瓦林正頼記』は、『細川政元記』によって、巻頭部の政元暗殺事件とその余波を書いたと結論づけられるのである。

次に、『細川政元記』と『瓦林正頼記』と『不問物語』との関係を見てみたい。この三書の関係については、すでに鶴崎裕雄氏の考察がある(『尊経閣文庫蔵本『不問物語』について——その成立と史実性・文芸性——』『帝塚山学院短期大学研究年報』第三十号、昭和四十七年十二月)。その論考において鶴崎氏は、『不問物語』は『大心院記』(『細川政元記』のこと——和田注)と『正頼記』を完全に含んでいる」となっている。その原因や理由はわからないが、両書が深い関係であることは考えられる。故に、両書が『不問物語』に共に含まれていることは、偶然ではなく、特別な意味のある、必然なのである。

と述べられている。このうち、後者の見解に意味を把握しかねるところがあるが、私に言い換えると、三書の関係に対する鶴崎氏の見解は、『細川政元記』と『瓦林正頼記』とがどのような関係にあるかは即断できないが、極めて近い関係にあること、また、『不問物語』は、『細川政元記』と『瓦林正頼記』との記事を繋ぎ合せることによつて成立した、ということであろう。このうち、『細川政元記』と『瓦林正頼記』との関係については、前述したとおりである。また、『不問物語』は、鶴崎氏の指摘どおり、『細川政元記』と『瓦林正頼記』を適宜組み合わせることによつて一書と成したものである。そのことを証するために、一例を挙げよう。

『細川政元記』

さる間畠山尾張守
尚順と澄元と和睦
ありて畠山上総介
義英を可退治内談
定まりにけり京都
よりの大将には細
河民部少輔高国同
淡路守尚春をさし
くたさるその外奈
良修理亮元吉高島
与三以下をそ下さ
れる同接津国の

『瓦林正頼記』

去間畠山尾州入道
ト山と澄元和睦あ
りて畠山霜台義豊
子息上総介義英を
退治すへきに定り
て京都より合力の
大将に民部少輔高
国淡路守尚春其外
奈良修理亮元吉高
島与三以下津国衆
には三宅出羽守秀
村伊丹兵庫助元扶

『不問物語』

去間畠山尾張守尚
順入道ト山ト右京
大夫澄元と和睦有
テ故畠山霜台義豊
之子息上総介義英
退治之合力ニ和泉
上守護刑部大輔民
部少輔高国淡路守
尚春其外奈良修理
亮元吉高島与三以
下摂津国衆ニハ三
宅出羽守秀村伊丹

衆をたてられける
三宅出羽守秀村伊
丹兵庫助元扶池田
筑後守貞正を始と

池田筑後守貞正を
初として数万人は
せ向ふ

兵庫助元扶池田筑
後守貞正ヲ初トシ
テ数万人ハセ向フ

して数万騎打立之
由聞えければ義英
は嶽山の城にそこ
もられける然は尚
順の勢と成合て永
正四年十二月廿三

永正
四年の十二月より

永正
四年十二月廿三日

日に嶽山の城に押
よせてをの／＼陣
をとりにをしるい
きをもつかせすせ

義英籠られける嶽
山に押寄て

ニ義英之被籠ケル
嶽山ニ押寄テ

たゝかふといへど
も名城之事なれば
たやすく落かたか

イキヲモツカセス
責戦トイヘトモ名
城之事ナレハ容易
難落カリケル

りけり雖然十二月
廿八日よりもつめ
陣をとつてかつき

然ハ同廿八
日ヨリハツメ陣を
取テ

つれてせめける間
明る永正五年正月
十七日

明る永正五年正月
十七日マテ諸勢攻

宅出羽守秀村伊丹
十七日

明る永正五年正月
十七日マテ諸勢攻

につめ口をかすして責戦城の内水もつきければこらへかねてつゝに十七日寅刻計に落けりされ共大将義英はつゝかなく落給ぬ

山右馬助を始めとして木沢兵庫助以下六十人計うたれにけりかくてをのく帰陣して目

出度春にたちかへるとそほのめきあへる義英をは高昌与三か手に請取て

堺の津にかくし置まいらせけるとな入行末の事いかゝ侍らんしらすかし

同五年正月十七日には遂にせめそおとしける

木沢兵庫助をさきとして六十余人そうたれにけり

其刻義英をも生害させ申へきを高昌与三か手に請取申堺の津へ落しけるはいとおほつかなき子細なり其旨趣を尋は

口ヲノカスシテ火水ニナレト責ケレハ城内水モ竭コラヘカネテ十七之寅刻計ニ落ニケリ

山右馬助ヲ初トシテ木沢兵庫助以下六十余人討死シテケリ

其刻義英ヲモ生害サセ可申ヲ高昌与三カ手ニ請取堺津ヘ落シケルハイト不審ナル題目也其旨趣ヲ委ク尋レハ

て、一種の〈鏡もの〉に仕立て上げたことが知られよう。そして、その成立年代は、前稿で述べたように、天文十六年（一五四七）よりさほど下らない時期であつたと思われる。なお、前掲した鶴崎氏の論文には、三書の近縁関係を、その目次によって示した一覧表が掲げられていて、有益である。

(四) 『細川両家記』と『足利季世記』との関係

前稿でも述べたように、『足利季世記』の成立には未詳の部分があり、後日を期すべき点が多い。また、その参考資料も複数と思はれるが、『細川両家記』は、その一つと見做し得るのである。たとえば、政元に対して謀叛を起こした薬師寺与一の自害に至る記事を比較してみると、次のようになる。

『細川両家記』

かゝりける所に政元余り物くるわしく御座ます間御内外様の人々此分にては如何せんとかなしみあへる折節薬師寺与一つく／＼案し出しつゝ赤沢宗益と云法師を相かたらひ政元を殺し奉り阿波の六郎澄元を其上にあかめ申はやと語りければ彼宗益同心す(中略)此事あらはれければ不叶して宗益は伏見竹田口へきり下る比は永正元年甲子九月初に与一は淀の城へ楯籠る京中の仰天物いひとり／＼なり雖然政元の御内衆与市弟の与次を初として御屋形様へ参り評議をなし即時に諸勢を催し淀の城へ押寄せて川とも堀ともいわず攻にける(中略)

〔『不問物語』は尊経閣文庫蔵本による〕

この例証によつて、『不問物語』は、『細川政元記』と『瓦林正頼記』との記事を適宜組み合せ、その繋ぎ目に新たな文章を挿入し

九月十八日申刻終に城は落にけり予市は今一度謀叛企はやと思ひ川のほとり芦の中へたるむといへとも因果の道理生捕となり都へ上り舟橋といふ所に一元院とて与市世に有し時建たる寺へ移りいろ／＼物かたりともして一首の歌にかくはかり冥土にはよき若衆のありければ思ひ立ぬるたひ衣かなとしたしき方へ文とも遣し最後の時申やう御存知のことく一文字このみにて薬師寺与一名乗も元一元院と名付たりされは腹をも一文字に切へしとて腹一文字にかき切朝の露と消にける見る人皆涙をそ流しける去程に弟の与次は御感有て此度の恩賞に桐のとうの御紋を被下三郎左衛門と官を被成兄の与一が跡を給り撰津国上下主護と成栄花にはこりけりされは昔の君の仰にはしたかひけり源の義朝は父為義の昔をとり給ふ也いわんや末世の以下の侍なれば主の下知にしたかひて兄の桶籠たる城をせむる事ことほりなりけり

『足利季世記』

此時分ヨリ政元（應）摩法ヲ行ヒ玉ヒ空ニ飛上リ空中ニ立ナトシテ不思議ヲ顯シ後ニハ御心モ乱ウツ、ナキ事ナト宣ヒケル此分ニテ如何サマアシカルヘキト薬師寺与一ト赤沢宗益相談シ六郎ヲ取立家督相続セシメ政元ヲ隠居セシメント曰ニ謀ヲ起シ与一ハ淀ノ城ニ桶籠リ赤沢ハ二百余騎伏見竹田ロエ責上ル永正元年九月ノ初薬師寺ノ与一カ舎弟薬師寺与二ヲ大将ニテ淀ノ城ヲ責ラル、与二案内者ナレハ不日ニ責落シケリ与一ハ自害ニモ不及生捕ニシケルヲ引テ京エノホリケルヲカ子テ与一ハ一元寺トテ舟橋

ニ寺ヲ建タリシカハ与二カノ寺ニテ生書サセテケリ与二ニハ今度忠節ノ賞トテ桐ノ御紋ヲ給ハリ撰津守護代ニ補任セラル源ノ義朝父為義ヲ打テ任官シタリシモ是ニハマサラシト瓜ハシキヤスル人モアリケリ

（『足利季世記』は天理図書館蔵本による）

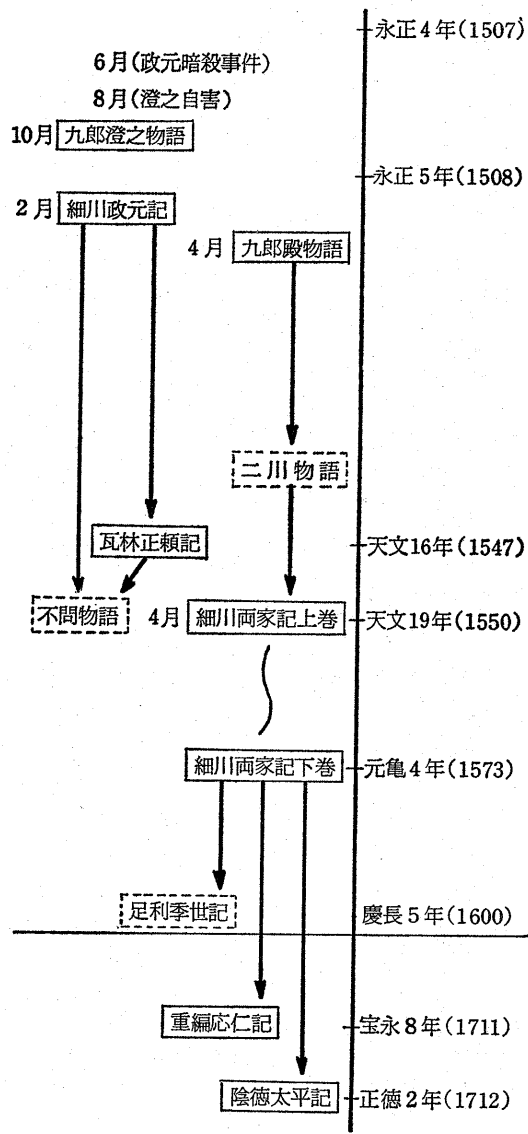
この両書を比べてみると、『不問物語』が『細川政元記』と『瓦林正頼記』との詞章をそっくり採り込んだ場合などとは違って、詞章そのものは同じではない。しかし、記事や叙述の流れに類似した箇所が多いので、『細川両家記』と『足利季世記』との間には、何らかの交流があったと考えられる。その場合、前稿で述べたように、『足利季世記』は、室町末期から江戸初期の間に成立したと思われるので、上巻が天文十九年（一五五〇）、下巻が元龜四年（一五七三）に書かれた『細川両家記』の下位に立つものである。すなわち『足利季世記』は、『細川両家記』を主要な資料としていると考えられる。

付・『重編応仁記』と『陰徳太平記』

宝永八年（一七一二）刊行の『重編応仁記』、正徳二年（一七二二）刊行の『陰徳太平記』も、『細川両家記』を参考資料にしている。こうしてみると、成立時期からいっても、また、後代の作品に与えた影響の点からいっても、『細川両家記』は見直されてよい作品であらう。

これまで論述してきた諸作品の相関関係を図示すると、以下のよ

うになる（□）で囲った作品は成立時が判定できるもの、□で囲った作品は成立時は特定できないが、ほぼ配置した年代の前後の成立と目されることを示す。なお、作品の左横の月数は成立の月である。



注一 続群書類従本『瓦林正頼記』にも、「大心院生書ノ事澄之内々存知ノ由」云々の記事がある。しかし、尊経閣文庫本によれば、これは後筆の行間書入である。続群書類従本等においてこの書入が本文化したことは、明白である。他にも同じ事例が散見される。ただ、当時、政元暗殺の背後に澄之がいたとする噂が流れていたのだろう。

注二 前稿で触れなかったが、芳賀幸四郎氏は『群書類題』「瓦林政頼

記」解題の中で、「この物語の成立は、義尹が義植（一四六六—一五二三）と改名した永正十年（一五一三）十一月以降、また義植が和泉から淡路に出奔した大永元年（一五二二）以前の数年間」と述べられている。しかし、作中の「心仁の乱終結時（一四七七）より」今に至るまで七十年に及ぶ「云々の記事によって、天文十六年（一五四七）の成立と見た前稿の結論のままでよいと思う。